

令和2年度 名古屋薬業健康保険組合 保健事業計画

当組合の保健事業は、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進をより積極的に推進するため実施します。

1. 特定健康診査関係

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した健診を実施します。

実施事業名称		実施事業の概要等				備考																																		
1 特定健診	(1) 対象者	満40歳以上の被扶養者				当組合の特定健診の実施目標と実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">実績</th> <th colspan="2">目標値</th> <th>第3期 国の 参酌基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>29年</th> <th>30年 (見込)</th> <th>元年</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th rowspan="3">特定健診</th> <th>本人</th> <td>93.5%</td> <td>92.0%</td> <td>94.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>家族</th> <td>37.4%</td> <td>35.4%</td> <td>54.7%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>計</th> <td>78.4%</td> <td>77.0%</td> <td>83.0%</td> <td>85.0%</td> <td></td> </tr> </table> <p>※2019.10/15現在</p>				実績		目標値		第3期 国の 参酌基準			29年	30年 (見込)	元年			特定健診	本人	93.5%	92.0%	94.0%			家族	37.4%	35.4%	54.7%			計	78.4%	77.0%	83.0%	85.0%	
		実績		目標値		第3期 国の 参酌基準																																		
		29年	30年 (見込)	元年																																				
特定健診	本人	93.5%	92.0%	94.0%																																				
	家族	37.4%	35.4%	54.7%																																				
	計	78.4%	77.0%	83.0%	85.0%																																			
(2) 実施期間	通年																																							
(3) 第一次健診実施検査項目 別紙(1)を参照	「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められた検査項目に、女性は婦人科検査を付加																																							
(4) 受益者一部負担額	無料																																							
(5) 実施委託機関	別紙(2)を参照 被扶養者の特定健診実施率向上のため、愛知県内の健康保険組合と共に巡回健診を実施																																							

2. 特定保健指導関係

健診結果などからリスクの高さに応じ階層化を行い、レベルごとの特定保健指導を実施し、対象者のライフスタイルや行動変容のステージを把握した上で、対象者が実行可能な行動目標を立て、それに向けて行動できるようにサポートします。

実施事業名称		実施事業の概要等				備考																						
1 特定保健指導	(1) 対象者	30歳と35歳以上の健診受検者及びパート等をされている方で健診データを提供された方を対象に「健診結果」と「健康調査票」をもとに特定保健指導の階層化を行った結果、「動機付け支援」及び「積極的支援」に該当された方				当組合の特定保健指導の実施目標と実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">実績</th> <th colspan="2">目標値</th> <th>第3期 国の 参酌基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>29年</th> <th>30年 (見込)</th> <th>元年</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th rowspan="3">特定保健指導</th> <th>9.9%</th> <td>14.3%</td> <td>24.1%</td> <td>30.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※2019.10/15現在</p>				実績		目標値		第3期 国の 参酌基準			29年	30年 (見込)	元年			特定保健指導	9.9%	14.3%	24.1%	30.0%		
		実績		目標値		第3期 国の 参酌基準																						
		29年	30年 (見込)	元年																								
特定保健指導	9.9%	14.3%	24.1%	30.0%																								
	(2) 実施期間	通年																										
	(3) 実施内容	健診委託機関及び特定保健指導委託機関の保健師等を活用し、原則として当組合が定めた別紙(3)のプログラム（動機付け支援・積極的支援）により保健指導を実施																										
(4) 費用負担	全額組合負担																											
(5) 実施委託機関	別紙(2)を参照 なお、健康保険組合連合会の組合運営サポート事業において、大日本印刷㈱と日本予防医学協会によるスマートフォンアプリを使用した、「遠隔特定保健指導」を実施。					令和元年度～令和3年度実施予定。																						

3. 保健指導宣伝関係

健康管理に対する啓蒙及び情報の提供と社会保険制度に対する認識をより一層深めていただくため、説明会及び講習会を開催するとともに機関誌・ホームページ等を通じ組合の事業内容をPRします。

種別	実施事業名称		実施時期	実施事業の概要等		備考	
広報関係	1 機関誌	年2回		組合の事業内容や健康に関する情報（広報）誌として適用事業所及び被保険者に配布			
	2 ホームページ	通年		組合の事業内容や健康管理に関する情報を速やかに広報			
	3 広報用リーフレット	随時		適用事業所及び被保険者に配布			
	4 事務担当者講習会用図書	6月		健康保険事務の円滑をはかるため事務担当者に配布			
	5 新入社員講習会用図書	4・3月		健康保険制度全般について知識を得るため新規学卒被保険者に配布			

種別	実施事業名称	実施時期	実施事業の概要等	備考
諸会議	1 事業検討委員会	随時	事業全般について具体的な計画・実施方法等について協議	
	2 事業説明会	//	組合事業の目的・内容等の説明を行い事業運営について理解と協力を得るため開催	
講習会	1 算定基礎届説明会	6月	算定基礎届・月額変更届の事務手続及び届出要領等について説明	
	2 事務担当者講習会	6月	健康保険の事務手続要領等について説明	
	3 新入社員講習会	4・3月	社会保険制度全般について説明	
その他	1 医療費通知	毎月	医療費について感心を持っていただくためインターネットWebサービスにて毎月、医療費の情報を被保険者へ通知	
	2 ジェネリック医薬品差額通知	年1回	65歳以上75歳未満の方で先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることによる自己負担額が300円以上軽減される見込みのある方を対象に該当者のご自宅へ通知	
		年1回	65歳未満のメタボリック症候群（高血圧症・糖尿病・脂質異常症等）の方で先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担額が500円以上軽減される見込みのある方を対象に該当者のご自宅へ通知	
	3 事業所別年間収支状況通知	6月	収支状況を適用事業所別に作成し疾病統計とともに事業主に通知	
	4 健診受検率通知	6月	健診受検率を適用事業所別に作成し事業主に通知	
	5 健診未受検者通知	2月	被保険者及び被扶養者（30歳と35歳以上）の未受検者を事業主に通知	
	6 健保連共同事業	随時	健保連の広報事業及び健康開発事業に参画	
	7 データヘルス計画	随時	レセプト等のデータ分析に基づき、被保険者並びに被扶養者の健康の保持・増進を実施	
	8 健康管理アプリ（グッピー・ヘルスケア）	通年	健康管理組合連合会の組合運営サポート事業において、(株)グッピーズによるICTを活用した健康管理アプリにより、被保険者並びに被扶養者の皆様方の健康意識を高める。健康意識向上のための情報のほか、健康活動をした方へのインセンティブ（抽選によるギフト券の提供）などを実施。	令和元年度～令和3年度実施予定。
	9 健康経営（健康宣言）	随時	健康保険組合連合会愛知連合会と連携し健康宣言をされた事業所様をサポート	

4. 疾病予防関係

日常生活の中で異常の予兆をいち早く察知するため、各種健診を実施します。また、生活習慣の予防に重点を置き日常生活の改善をはかるとともに保健指導・健康相談等を実施します。

種別	実施事業名称	実施事業の概要等					備考
健診関係	1 基本健診	(1) 対象者	満35歳未満（満30歳除く）の被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	通年				
		(3) 第一次健診実施検査項目別紙(1)を参照	労働安全衛生法（定期健診）の法定検査項目に必要な検査項目を付加				
		(4) 受益者一部負担額	1人あたり3,000円				
		(5) 実施委託機関	別紙(2)を参照				
	2 総合健診	(1) 対象者	満30歳及び満35歳以上の被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	通年				
		(3) 第一次健診実施検査項目別紙(1)を参照	基本健診の検査項目に成人病及びがん対策として必要な検査項目を付加				
		(4) 受益者一部負担額	1人あたり8,000円				
		(5) 実施委託機関	別紙(2)を参照				
	3 人間ドック	(1) 対象者	満35歳以上の被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	通年				
		(3) 第一次健診の補助限度額	入院は20,000円・外来は10,000円を限度に補助				
		(4) 検査機関	当組合の健診委託機関（別紙(2)を参照）及び健保連の本部と愛知連合会が指定した検査機関				
	4 歯科健診	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	4月～12月				
		(3) 実施検査内容	歯・口腔状況診査 ((ア)むし歯診査・(イ)歯周診査・(ウ)顎関節症・(エ)舌及び粘膜の状態)				
		(4) 受益者一部負担額	1人あたり500円				
		(5) 実施委託機関	愛知県歯科医師会、別紙(2)の健診委託機関及び旺志会				

種別	実施事業名称	実施事業の概要等			備考		
健 康 相 談 ・ 保 健 指 導 関 係	1 健診後の事後指導	(1) 対象者	健診結果で、発症の予兆のある方				
		(2) 実施期間	通年				
		(3) 実施内容	健診委託機関の保健師等を活用し、健診結果等により生活習慣の改善や、健康教育及び健康相談を実施				
		(4) 費用負担	全額組合負担				
		(5) 実施委託機関	別紙(2)を参照				
	2 メンタルヘルスサポート事業						
		①ストレスチェック事業	(1) 対象者	被保険者			
		(2) 実施期間	通年（一年度1回とします。）				
		(3) 実施内容	ストレスチェックシートの回収・分析等	事業所ごとにストレスチェックシートの分析を行い、利用者には詳細な結果報告書（親展封入）を、事業所には集団分析を作成し送付			
			面接指導	高ストレス者と診断された方から申し出があり産業医などで面接が困難な場合、当組合の提携機関での面接も実施可能			
		(4) 実施機関	ストレスチェックシートの回収・分析等	名古屋薬業健康保険組合			
			面接指導（提携先）	有限会社ジェイズ・パシフィック ルーセントメンタルヘルスマネジメント 名古屋市西区牛島町6-1名古屋ルーセントタワー3F Tel052-527-3005			
		(5) 費用	ストレスチェックシートの回収・分析等	当組合にて作成			
			面接指導	面接費用 20,000円（税別）を事業所にて負担 実施場所 名古屋ルーセントタワー3F			
	②メンタルヘルス相談	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	通年				
		(3) 実施内容	ストレス等による「心の悩み」を専門のカウンセラーに電話や面接にて相談し、心の病気の早期発見と対策に役立てていただくため実施				
		(4) 費用負担	全額組合負担				
その他	3 禁煙サポート事業	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	随時				
		(3) 実施内容	「メタボリックシンドローム」及び「ガン」等の原因ともなる「タバコ」を止められない方に禁煙をサポート				
		(4) 参加者一部負担額	500円				
	4 健康管理ファイル	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施内容	特定保健指導にかかる「情報提供」の基礎資料として、また日常生活における健康の保持・増進をはかるために配布				
		(3) 費用負担	全額組合負担				
その他	1 インフルエンザ予防接種	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者				
		(2) 実施期間	原則として10月から翌年1月までの期間				
		(3) 実施内容	病気の発症や重症化を防ぐために実施				
		(4) 補助限度額	接種方法を問わず1人あたり 1,500 円を限度に補助				
		(5) 実施委託機関	愛知県医師会の実施医療機関と別紙(2)の委託機関				
その他	2 糖尿病性腎症 重症化予防事業	(1) 対象者	健診結果において次の①又は②に該当する方 ①空腹時血糖126mg/dl（隨時血糖200mg/dl）以上 ②HbA1c6.5%以上の方				
		(2) 実施内容	対象となられた方のご自宅へ書面にて受診勧奨を促し、重症化の予防につなげる				

5. 体育奨励関係

病気の予防から、さらなる健康・体力づくりを推進するため実施します。

種別	実施事業名称	実施事業の概要等				備考
健 康 ・ 体 力 づ く り 関 係	1 契約スポーツ施設 スポーツクラブ ルネサンス	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者			
		(2) 実施期間	通年			
		(3) 利用施設数	都度利用料制 月会費制	全国のスポーツクラブルネサンス直営施設・提携施設 全国のスポーツクラブルネサンス直営施設	全国200カ所	
		(4) 利用料金	都度利用料制 月会費制	1,650円／1回（※一部1,100円～2,310円） 一般施設8,580円／月 女性専用施設9,900円／月		
		(5) 利用方法	都度利用料制 月会費制	会員証に利用料を添えて利用 会員証を提示し利用		
	2 健康ウォーキング	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者			
		(2) 実施時期	年2回（4月・10月）			
		(3) 実施内容	愛知県下の健康保険組合と共に			
	3 潮干狩り	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者			
		(2) 開設場所	愛知（2カ所）・静岡（1カ所）・計3カ所			
		(3) 開設時期	4月初旬～6月下旬			
		(4) 利用料金	一般料金よりもリーズナブルな割引（契約）料金			
		(5) 利用方法	健康保険証を提示し利用			
	4 味覚狩り	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者			
		(2) 開設場所	愛知（4カ所）・岐阜（2カ所）・三重（2カ所）・静岡（1カ所）・計9カ所			
		(3) 開設時期	8月上旬～3月下旬			
		(4) 利用料金	一般料金よりもリーズナブルな割引（契約）料金			
		(5) 利用方法	健康保険証を提示し利用			

6. 健保会館関係

業界の講習会・研修会・説明会等諸会議の利用に供します。

実施事業名称	実施事業の概要等			備考	
1 貸会議室	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者			
	(2) 設置場所	名古屋薬業健康保険組合			
	(3) 利用料金	2,000円～16,800円（大・小 3室）			

令和2年度健康診断の実施対象者と第一次健診実施検査項目表

別紙(1)

1. 実施対象者

	健診名	対象者	一部負担金	備考
1	総合健診	満30歳と満35歳以上の被保険者及び被扶養者	8,000円	年齢により1~4の健診を1つ選択
2	基本健診	満35歳未満(満30歳除く)の被保険者及び被扶養者	3,000円	
3	特定健診	満40歳以上の被扶養者	無料	
4	人間ドック	満35歳以上の被保険者及び被扶養者	補助限度額 入院 20,000円 外来 10,000円	
5	歯科健診	被保険者及び被扶養者	500円	

※年齢制限の基準は毎年度4/1から翌年3/31までとします

2. 第一次健診実施検査項目表

	検査項目	当健康保険組合			高医法	労安法
		総合健診 *1		基本健診 *2	定期健診	定期健診
		男子	女子	特定健診 *3		
1	問診・診察				○	○
	(1) 既往歴調査	○		○		
	(2) 業務歴調査	○	○	○		
	(3) 自覚症状の有無検査	○	○			
	(4) 他覚症状の有無検査	○	○	○		
2	身体計測					
	(1) 身長	○	○	○		
	(2) 体重	○	○	○		
	(3) 体脂肪率	○	○			
	(4) 腹囲	○	○	○		
3	視聴覚検査					
	(1) 視力	○	○	○		
	(2) 聴力 [オージオメーター 1000~4000HZ]	○	○	○		
4	血圧測定	○	○	○	○	○
5	肝・胆道系検査					
	(1) AST (GOT)	○	○	○		
	(2) ALT (GPT)	○	○	○		
	(3) γ-GT (γ-GTP)	○	○	○		
	(4) ALP	○	○			
	(5) 総蛋白	○	○			
	(6) アルブミン	○	○			
	(7) A/G比	○	○			
6	血中脂質検査					
	(1) 総コレステロール	○	○			
	(2) 中性脂肪	○	○	○		
	(3) HDL-コレステロール	○	○	○		
	(4) LDL-コレステロール	○	○	○		
	(5) Non-HDLコレステロール	○	○	○		

検査項目	当健康保険組合			高医法	労安法	
	総合健診 *1		基本健診 *2	定期健診		
	男子	女子				
7 糖代謝検査						
(1) 空腹時血糖	○	○	○	○	◎	
(2) ヘモグロビンA1c	○	○			◎	
(3) 隨時血糖	△	△	△	△	■	
8 尿検査						
(1) 糖 半定量	○	○	○	○	○	
(2) 蛋白 半定量	○	○	○	○	○	
(3) 潜血	○	○	○			
9 腎機能系検査						
(1) 尿素窒素	○	○				
(2) 血清クレアチニン	○	○				
(3) 尿酸	○	○				
10 脾臓検査						
(1) 血清アミラーゼ	○	○				
11 血液系検査						
(1) 白血球数	○	○				
(2) 赤血球数	○	○	○			
(3) 血色素量	○	○	○			
(4) ヘマトクリット値	○	○				
12 眼底カメラ検査	○	○				
13 心電図検査	○	○	○			
14 胸部X線検査						
(1) (2方向)	○					
(2) (正面)		○	(3) の5に 準拠して実施			
15 消化器X線検査	○	○				
(内視鏡への切り替えも可)						
16 腹部超音波検査	○	○				
17 便潜血 (免疫学的検査-2回法)	○	○				
18 婦人科検査						
(1) 乳房検査						
(ア) マンモグラフィ						
(イ) 超音波検査						
(2) 子宮検査						
実施検査項目数	39	41	21	15~17	14	6

(1) 「高齢者の医療の確保に関する法律」の特定健康診査の詳細検査は医師の判断により次の項目を実施します

①赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・心電図検査・眼底カメラ・血清クレアチニン
※1.中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロール(●)
に代えてNon-HDLコレステロール(●)《総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの》で評価を行うことができる
※2.空腹時血糖(◎)とヘモグロビンA1c(◎)はいずれかを実施

※3.やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖(■)により血糖検査を行うことができる

(2) 「労働安全衛生法」の定期健診における省略可能な検査項目(医師の判断による)

- ①身長は20歳以上省略可
- ②腹囲は次の(ア)～(イ)に該当する場合は省略可
 - (ア) 40歳未満(35歳除く)
 - (イ) 妊娠中の女性その他の場合であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合
 - (ア) BMI(体重(kg)÷身長(m)²)が20未満の場合
 - (イ) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した場合(BMIが22未満の場合に限る)
 - (丙) 脳力は45歳未満(35歳除く)の場合はオージオメータ以外の方法で実施可
 - ④次の検査項目は40歳未満(35歳除く)は省略可
 - (ア) AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)・中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール・赤血球数・血色素量・心電図検査
 - (イ) 糖代謝検査は空腹時血糖と随時血糖のいずれかを実施。
なお、ヘモグロビンA1cは医師が認めた場合に行うことが望ましい
 - (丙) 胸部X線検査は40歳未満(20歳・25歳・30歳及び35歳除く)で次の(ア)及び(イ)のどちらにも該当しない方については医師が必要でないと認めるときは省略可
 - (ア) 感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている学校・医療機関・社会福祉施設等の労働者
 - (イ) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
 - ⑥喀痰検査は次の(ア)(イ)に該当する場合は省略可
 - (ア) 胸部X線検査で所見のない場合は省略可
 - (イ) (ア)の(5)に該当する場合は省略可

健康診断及び保健指導委託機関一覧（愛知県内）

（B）も検査が実施できない場合の体制（〔A〕提携先の総合病院で実施又は〔B〕他の契約健診機関の受入可能な健診機関）

別紙(2)-2-

健康診断及び保健指導委託機関一覧（愛知県外）

別紙(2)-2-2
令和2年3月現在

名古屋薬業健康保険組合「動機付け支援」プログラム

支援の種類	回数	時期	支援形態		支援時間 (分)	ポイント数 支援A 支援B	支援内容
			支援A	支援B			
《A》 初回面接	1	—	個別		20	—	
			グループ		80	—	
《B》 継続支援	2	2週間後	電話	5	10		
			e-mail	—		5	
3	1か月後	電話	10		20		
		e-mail	—		5		
4	3か月後	電話	20	60			
		e-mail	—	40			
5	5か月後	電話	10		20		
		e-mail	—		5		
《C》 評価	6	6か月後	個別	20	—		
			(最終評価)				
《D》 追跡支援	7	7か月後	電話	5	10		
			e-mail	—		5	
8	10か月後	電話	10		20		
		e-mail	—		5		
			ポイント計	40~60	15~50		継続支援ポイント数 55~110ポイント
総括			ポイント計	0	10~30		10~30ポイント
			ポイント合計	40~60	25~80		動機付け支援ポイント数 65~140ポイント

※ は対象者の方をより積極的に支援するため国が定めた標準的なプログラムのほか、当組合独自にサポートする支援です。

※ 支援形態については各実施委託機関により異なります。

名古屋薬業健康保険組合「積極的支援」プログラム

支援の種類	回数	時期	支援形態		支援時間 (分)	ポイント数 支援A 支援B	支援内容
			支援A	支援B			
《A》 初回面接	1	—	個別		30	—	
			グループ		90	—	
《B》 継続支援	2	2週間後	電話	10	20		
			e-mail	—		5	
3	1か月後	電話	20		60		
		e-mail	—		5		
4	2か月後	電話	10	60			
		e-mail	—	40			
5	3か月後	電話	10		20		
		e-mail	—		5		
	4か月後						
《C》 評価	6	4か月後	個別	30	120		
			(中間評価)				
6	5か月後	電話	5	10			
		e-mail	—		5		
7	6か月後	電話	10	20			
		e-mail	—		5		
8	7か月後	個別	30	—			
		(最終評価)					
《D》 追跡支援	9	7か月後	電話	5	10		
			e-mail	—		5	
10	9か月後	電話	5	10			
		e-mail	—		5		
11	11か月後	電話	5	10			
		e-mail	—		5		
総括			ポイント計	0	15~30		追跡支援ポイント数 15~30ポイント
			ポイント合計	160~180	20~70		積極的支援ポイント数 195~280ポイント

※ は対象者の方をより積極的に支援するため国が定めた標準的なプログラムのほか、当組合独自に7ヶ月目以降もサポートする支援です。

※ 支援形態については各実施委託機関により異なります。